

(仮称)福島県子育て支援に関する条例案の骨子

1 目的

この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに保護者の役割等を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援対策を推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念

子育て支援対策は、次に掲げる事項を旨として、社会全体で推進されなければならない。

- (1) 子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること。
- (2) 家庭は子どもの育つ基盤であり、父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること。
- (3) 県、市町村、県民、事業者等が相互に連携し、協力すること。

3 県、県民及び事業者の責務

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(2) 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、子育て支援の重要性について関心と理解を深め、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する従業者が仕事と家庭生活の両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるものとする。

事業者は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 保護者の役割及び子どもへの願い

(1) 保護者の役割

父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについて第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとする。

(2) 子どもへの願い

命を大切にし、家庭や社会の一員として、家族や友達を大切にする。

感謝の気持ちを忘れず、自ら学び、考え、行動する力を養う。

5 基本的施策

県は、子育て支援に関し、次に掲げる施策を講ずる。

- (1) 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実と健康の増進を図ること。
- (2) 安心して子どもを生み、育てることができるよう相談・情報提供体制の整備を図ること。
- (3) 子どもを生み、育てる者の経済的負担等の軽減を図ること。
- (4) 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した生活環境を整備すること。
- (5) 子どもを生み、育てる者の仕事と家庭生活との両立が図られるよう支援すること。
- (6) 生命の大切さや家庭の果たす役割などについて、必要な教育及び啓発を実施すること。
- (7) 援助を必要とする子どもや家庭への支援を行うこと。
- (8) 子育て支援に関する施策を総合的に連携推進するための体制を整備すること。

6 基本計画の策定

知事は、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定しなければならない。

計画は、子育て支援に関する施策の目標及び内容等について定めるものとする。

計画を策定するにあたっては、市町村、県民、事業者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

計画を策定又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

7 財政上の措置

県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

8 年次報告

知事は、毎年、県議会に、基本計画に基づいて講じた施策について報告しなければならない。

9 公布の日

平成22年12月（予定）